

f-JOY ポイントカード会員規約

第1条（会員資格）

1. f-JOY ポイントカード会員（以下「会員」といいます）とは、本規約を承認のうえ、株式会社エフ・ジェイ エンターテインメントワークス（以下「甲」といいます）が発行する f-JOY カード（以下「カード」といいます）の入会を申し込み、甲が入会を承認した方をいいます。
2. 会員が未成年である場合には、親権者等法定代理人の同意を得たうえで入会申し込みを行ってください。

第2条（カードの発行・貸与）

1. 入会申込は、本規約を承認し、専用の登録サイトにてご自身で必要事項を登録いただくか、所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、インフォメーションまたは特設カウンターに申込書を提出ください。
2. 甲は、会員1名に対し、カード1枚を発行します。
3. 会員は、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。（カード署名欄がある場合に限る。）
4. カードは、当該会員のみが利用できるものとし、会員本人以外に譲渡、貸与等することはできません。
5. 最終のご利用より2年間を経過したカードについては失効するものとします。

第3条（ポイント）

1. 甲の指定する店舗（以下「加盟店」といいます）における商品の購入代金またはサービスの利用代金に対し、ご来店のうえ、精算の際にカードのご提示をいただいた場合のみ、甲所定のポイントを付与します。なお、ポイントの付与については商品の購入またはサービスを利用後即時となります。ポイント付与の対象となる支払い方法は下記の通りになります。

(1)現金

(2)f-JOY クレジットカードの利用

(3)甲指定の商品券またはギフト券の利用

(4)甲所定のポイントの利用

(5)その他甲所定の支払方法

2. 精算時以降にカードのご提示または申し出をされた場合においては、ポイントの付与ができません。
3. ポイントの付与について、一部の商品またはサービスの購入においては、翌日以降となるものがあります。
4. ポイント付与対象としない商品・サービスおよび役務は以下の通りです。金券類似物（切手、印紙、テレホンカード、商品券、チケット）、タバコ、金融商品、駐車場料金、その他甲が特に指定する商品・サービスおよび役務

5. ポイントの消滅

付与されたポイントは、有効期間が経過した場合は消滅します。なお、ポイントの有効期間は暦年管理とし、ポイントが付与された日の翌年12月末日までとします。有効期限が経過したポイントは、事前に通知することなく消滅し、甲はその一切の責を負いません。また、期間限定ポイントについてもレシート記載の有効期限を経過したポイントは、事前に通知することなく消滅し、甲はその一切の責を負いません。

6. ポイントの取消

甲がポイントを付与した後に、対象取引について返品・変更、キャンセル、その他甲がポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由があった場合、甲は対象取引より付与されたポイントを取り消すことができます。会員が次の各号のいずれかに該当すると甲が判断した場合、甲は会員に事前に通知することなく、会員の保有するポイントの一部または全部を取り消すことができます。また、累積ポイント数がポイントの取消によりマイナスとなった場合、会員はマイナス分のポイントを現金にて精算するものとします。

(1)違法または不正行為があった場合

(2)甲が定める規約・ルール等に違反があった場合

(3)その他甲が会員に付与されたポイントを取り消すことが適当と判断した場合

7. ポイントおよびポイントお買物券の利用・利用範囲

(1)会員は、加盟店にて 500 ポイントごとに 1 ポイント 1 円相当としてポイントを利用することができます。ただし、第 3 条第 4 項で規定する商品およびサービス、甲が指定する店舗および施設では利用することができません。

(2)ポイントをご利用いただくためには、事前に会員情報の登録が必要となります。

(3)発行済みのポイントお買物券は、券面に印字された有効期限までご利用いただけます。なお、ポイントお買物券を額面以下のお支払いにご利用される場合、おつりはお返しできません。

(4)ポイントの利用については、500 円未満のお支払いにご利用される場合は、おつりはお返しできません。

8. ポイントの譲渡の禁止

ポイントを他者に譲渡または移行、他者名義のポイントとの合算はできません。

9. 複数枚のカードの所持

複数枚のカードを所持されている場合は、弊社が特に認める場合を除き、会員資格を喪失する場合があります。

10. カードの再発行

カードの破損・紛失、磁気不良の場合は、会員本人の申し出により甲が認めた場合に、カードを再発行いたします。ただし、当該カードをご持参いただけなかった場合は、ポイントの移行ができません。

第 4 条（届出事項の変更）

1. 会員は、住所・氏名・電話番号等の甲に対する届出事項を変更した場合、速やかにその旨を甲に連絡するものとします。なお、変更の連絡をいただいてから、情報の反映までに、2～3 週間程度お時間をいただく場合があります。また、専用サイトにて届出事項の変更を行うこともできます。

2. 会員は、前項の届出を怠った場合、甲からの通知または送付書類等が、延着あるいは到着しなかった場合においても、甲が通常到着すべき時に会員に到着したものとみなすことに異議を述べないものとします。ただし、前項の届出事項の変更を行わなかったことについて止むを得ない事情があると甲が認めた場合は、この限りでないものとします。

第 5 条（カードの紛失・盗難）

会員は、カードを紛失または盗難にあったときは、直ちにその旨を甲に連絡するものとします。

第 6 条（危険負担）

第三者によりポイントの利用がなされた場合は、これによる損失は会員が負担するものとし、甲は一切

の責任を負わず損害の補償はいたしません。

第7条（会員資格の喪失）

会員は、次のいずれかに該当した場合、直ちに会員資格を喪失するものとします。なお、会員資格を喪失した場合は、その時点での未使用ポイントは全て失効します。

- (1)入会時に虚偽の申告をした場合
- (2)違法または不正行為があった場合
- (3)故意による2重の入会申込を行った場合
- (4)第4条第1項に定める連絡を怠った場合
- (5)虚偽の売上登録を行った場合
- (6)前各号の他、本規約に違反した場合
- (7)最終のご利用より2年間を経過した場合
- (8)会員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当した場合
- (9)その他、会員として不適当であると甲が判断した場合

第8条（退会）

1. 会員は、随時退会できるものとします。退会に際しては、甲所定の手続を行うものとします。なお、退会時まで積み立てたポイント（提携カード退会時を含む）は消滅します。
2. 前項により当該会員に損害が生じた場合でも、甲は一切の責任を負いません。

第9条（規約の変更・終了）

1. 会員は、甲が本規約または特約、サービスの内容を予告なく変更・廃止すること、および一定の告知期間を設けたうえでカードの運用を中断または終了することを予め承諾するものとします。なお、会員は本規約の変更があった場合、改定後の規約に従うことを予め承諾するものとします。
2. 前項により会員に何らかの損害が生じた場合であっても、甲は一切の責任を負いません。

第10条（ポイント利用の一時停止）

1. コンピュータや通信回線等、ポイントシステムに障害およびメンテナンスの必要が生じた場合、一時的にポイント等各種サービスが利用できなくなる場合があります。
2. 天災その他の非常事態時には会員への事前告知なしに、ポイントカードの利用を全部または一部を休止させていただく場合があります。
3. 前2項により会員に何らかの損害が生じた場合でも、甲は一切の責任を負いません。

第11条（本人確認資料の提示）

第三者によるなりすましの防止等個人情報保護の観点から、カードに署名がない場合（カード署名欄がある場合に限る。）、その他甲が必要と判断した場合は、甲は会員に対し、運転免許証等の本人確認資料の提示を求め、会員本人であることを確認することがあります。

第12条（個人情報の収集・保有・利用・提供）

1. 会員は、甲および甲の関連会社の商業施設運営・管理事業における会員に対するポイントサービスおよび顧客管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます）を甲が保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。 会員が入会申込時または入会後に申告した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、その他会員が届け出た事項。ポイント利用に関する利用日時、利用店

舗名、利用金額、支払方法。

2. 甲は、第 13 条記載の利用目的のために、甲が業務を委託する会社に対し開示が必要な場合を除き、予め会員の同意を得ずに個人情報を第三者に開示しないものとします。

第 13 条（個人情報の利用）

会員は、甲が下記の目的のために第 12 条第 1 項の個人情報を利用することに同意します。

- (1) 甲および甲の関連会社の商業施設運営・管理事業における宣伝物・印刷物・電子メールの送付等の営業案内・販売促進
- (2) 甲および甲の関連会社の商業施設運営・管理事業におけるマーケティング活動・商品開発
- (3) 甲および甲の関連会社から受託して行う宣伝物・印刷物・電子メールの送付等の営業案内・販売促進
- (4) 加盟店および甲の認める会社から受託して行う宣伝物・印刷物・電子メールの送付等の営業案内・販売促進

第 14 条（個人情報の公的機関等への提供）

会員は、甲が各種法令の規定により会員の個人情報の提出を求められた場合、公的機関等に会員の個人情報を提供することに同意します。

第 15 条（個人情報の共同利用）

甲は、会員の個人情報を以下の通り共同利用させていただく場合があります。

1. 共同して利用される個人情報の項目

- ① 会社名、部署名、役職、住所、氏名、年齢、生年月日、連絡先等のご提供いただいた個人情報
- ② 甲が管理、運営する施設での買い物履歴等（f-JOY カードポイント利用に関する利用日時、利用店舗、利用金額、支払い方法等に関する情報を含みます）の個人情報

2. 共同して利用する者の範囲

- ① 甲および甲の関連会社
- ② 甲または甲の関連会社が業務提携契約を締結している事業者
- ③ 甲または甲の関連会社が業務受注した発注業者および甲または甲の関連会社が業務を委託した業務委託先業者
- ④ 甲または甲の関連会社が管理、運営する施設に出店している事業者

3. 利用する者の利用目的上記共同利用者が行う事業に必要な営業活動や契約の実現とともに、下記のような目的等で個人情報を利用します。

- ① 会員からのご意見、ご感想をいただくため
- ② 会員からのお問い合わせや資料請求等に対応するため
- ③ 市場調査や新しい商品、サービス等の開発のため
- ④ 各種イベント、セミナー、キャンペーン等の案内のため
- ⑤ 電子メールサービスや刊行物等の発送のため
- ⑥ 取り扱っている商品やサービス等に関する情報の提供のため
- ⑦ 管理、運営する施設において、各種情報の提供および連絡等を行うため
- ⑧ その他連絡する必要があるときのため

4. 個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称 f-JOY ポイントカード事務局 お問い合わせ

合わせ先は、第 19 条記載の甲の窓口に連絡してください。

第 16 条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員は、甲に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。甲に開示を求める場合には、第 19 条記載の甲の窓口に連絡してください。
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、甲は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。
3. 甲は登録された会員の個人情報を甲が定める以下の基準により、削除する場合があります。
 - ・ 退会后、30 日後
 - ・ 直近 2 年間以上、カードの利用がない場合

第 17 条（本規約の不同意）

甲は、会員が入会に必要な記載事項（申込書に会員が記載すべき事項）の記載を希望しない場合または本規約の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることがあります。ただし、第 13 条に同意しない場合でも、これを理由に甲が入会をお断りすることはありません。

第 18 条（個人情報の利用中止の申し出）

1. 甲は、本規約第 13 条による同意を得た範囲で当該個人情報を利用している場合であっても、会員から中止の申し出があった場合は、それ以降の甲による利用を中止する措置をとります。中止の申し出は、第 19 条記載の甲の窓口まで連絡してください。
2. 前項の会員からの申し出に伴い、当該会員は会員資格を喪失し、甲は速やかに当該会員の個人情報を削除するものとします。

第 19 条（お問い合わせ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問い合わせや利用の中止、その他ご意見の申し出は、下記の窓口までお願いします。

●f-JOY ポイントカード事務局

住所：812-0018 福岡市博多区住吉 1 丁目 2-25

f-JOY カードウェブサイト：<https://f-joy.jp/>

電話番号：キャナルシティ博多

情報サービスセンター

092-282-2525

木の葉モール橋本

代表電話 092-407-2800

第 20 条（ウェブサービスに関する特約）

1. 会員が専用登録サイトで入会申し込みをした場合、甲が運営する「f-JOY（エフ・ジョイ）カード」ウェブサイト自動的に登録されるものとし、下記のサービスの提供を受けることができます。会員は、甲がサービスの内容を予告なく変更すること、および一定の告知期間を設けたうえでサービスを中断または終了することを、予め承諾するものとします。
 - ・ ポイントおよび失効するポイントの確認
 - ・ 利用履歴の確認

- ・ ランクの確認
 - ・ 会員の届出事項の変更
 - ・ 甲の企画する登録者限定のイベント
2. 前項のサービスの提供を希望しない場合、会員は、自己の意思にてウェブサイトにおいてサービス停止の手続きを行うものとします。
 3. 会員が専用登録サイト以外での入会申し込みを行った場合でも、ウェブサイトが必要事項を登録することにより、同様のサービスを受けることができます。

2024. 9